



埼玉県報

第 2 2 3 8 号
平成22年11月24日
水 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県救急医療機関審査会規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)

告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 \(水環境課\)](#)

規則

埼玉県救急医療機関審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十七号

埼玉県救急医療機関審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県救急医療機関審査会規則（平成十七年埼玉県規則第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 消防機関の職員

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 関係行政機関の職員

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百八十八号

埼玉県議会平成二十二年十二月定例会を十二月一日に招集する。

平成二十二年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かえる
- 三 代表者の氏名
宮崎 広海
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市千代田四丁目九番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者に対して、自立生活の支援事業を行い、だれもが心豊かに暮らせる社会を作ることと福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

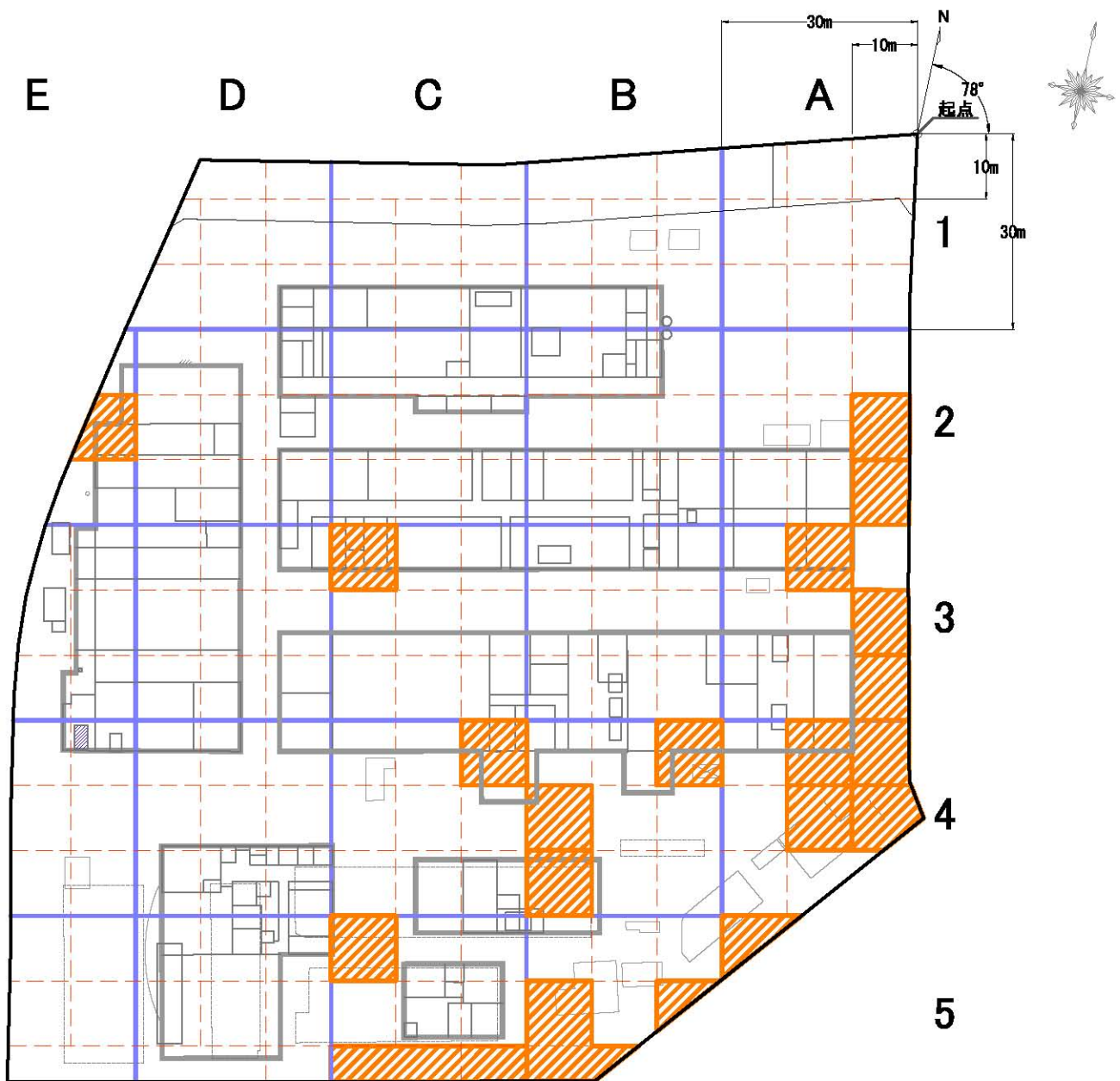
埼玉県告示第千四百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十二年十一月二十四日


埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（比企郡ときがわ町大字玉川字日野原八百二十八番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物



凡例

 形質変更時要届出区域

 30m 格子

 単位区画線

(起点)

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字日野原106番2の区域の最北端とする。

(格子の回転角度)

78度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。